

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人坂井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬等の支給の基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常務理事については、報酬、賞与及びその他の手当を支給する。（別表第1）
- (2) 常務理事以外の役員については、報酬を支給しない。

(報酬等の額)

第4条 常務理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び賞与等については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、臨時職員等就業規則第17条の規定に準ずる額

(報酬等の支給時期)

第5条 常務理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、臨時職員等就業規則第12条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(端数の処理)

第6条 この規程により計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り上げる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、令和3年6月10日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

項 目	金 額
報酬の額	月額 250,000 円以内で本会理事会が定めるところによる。
賞与	臨時職員等就業規則第14条に準ずる。
手当	本会理事会が定めるところによる。